

第52回農林水産省大臣官房経理課入札等監視委員会 審議概要

平成21年 1月21日(水)

開催日及び場所	平成20年12月1日(月) 農林水産省共用第15会議室			
委員	春田 浩司(社団法人役員) 秋山 哲一(大学教授) 南 一誠(大学教授)			
審議対象期間	平成20年7月1日～平成20年9月30日			
抽出案件	総件数 7件		(備考)	
【工事】		【建設コンサルタント】		
一般競争	2件	公募型競争		0件
公募型指名競争	0件	簡易公募型競争		0件
工事希望型指名競争	0件	通常指名競争		1件
通常指名競争	2件	公募型プロポーザル		0件
随意契約	1件	簡易公募型プロポーザル		0件
変更契約	0件	随意契約		0件
		変更契約		1件
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問			回答等
	別紙のとおり		別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容  〔これらに対し部長が講じた措置内容〕	なし  〔 〕			

事務局：農林水産省大臣官房経理課総務班

別紙

委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回答等
<p>(指名停止報告関係)</p> <p>1 今説明のあった(株)ショウデン社、東京日冷興業(株)、この両者の指名停止は、発注者として経理課が指名停止を行ったが、指名停止の経緯等については、他の発注機関に情報として伝わるのか。</p> <p>2 農林水産省の他の発注部局で同様の事態が発生した場合は、経理課でも指名停止措置を行うのか。</p> <p>3 他の発注機関に指名停止の情報が流れているとのことであるが、指名停止措置については、それぞれの発注機関で行っているということか。</p> <p>4 法令違反等の場合は、当然各発注機関へ情報提供がなされると思われるが、本件のような法令違反でない場合についても情報を伝えているのか。</p> <p>5 本件については、罰則規定等はなかったのか。</p>	<p>1 指名停止の情報については、当課の担当窓口が当省の各出先機関へ情報提供を行っている。</p> <p>2 他の発注部局から情報提供を受け、該業者が当方の有資格者であれば、当方の指名停止措置要領に基づき対応することとなる。</p> <p>3 そのとおりである。各発注機関が作成している指名停止措置要領に基づいて、各機関の判断により指名停止を行っている。</p> <p>4 指名停止情報については、法令違反ではないものの、参考程度に情報提供を行っているものと思われる。 繰り返しになるが、それぞれの発注機関が定める指名停止措置要領に基づき各発注機関の判断により指名停止措置を行っている。</p> <p>5 本件は、契約締結前の段階であったので、指名停止措置だけである。</p>
<p>(1件目の抽出工事関係) 一般競争：農林水産省公務員宿舎(七戸)増築その他工事</p> <p>1 平成19年度に発注しているようだが、当時の元請業者はどこであったのか。</p> <p>2 今回は、前年度に請負った田中建設(株)が落札できず、総合評価点の合計が2番目に高かった(株)福萬組が落札したということか。</p> <p>3 設計を行った建築士事務所は前回と異なるのか。</p> <p>4 前倒しでの発注を考慮すべきではないか。 また、採点結果については、どのような形で公表されるのか。</p>	<p>1 平成19年度の施工業者は、田中建設(株)である。</p> <p>2 そのとおりである。</p> <p>3 前回とは異なっている。</p> <p>4 工事の発注時期については、総合評価落札方式で原則実施することもあり、これまで以上に、地域性、工事の特殊性を考慮し、前倒し発注に努めている。なお、本件については、7月初旬に入札公告を行った。 総合評価の採点結果については、入札結果と併せて入札執行調書に加算点を記載したものをホームページで公表している。</p>

- |    |  |    |   |
|----|--|----|---|
| 5  | どの部分が加算評価されたのかはわからないのか。  | 5  | 業者から照会があれば回答することとしている。  |
| 6  | 照会があればというのは、自社の加算点についてなのか。   | 6  | そのとおりである。   |
| 7  | 田中建設（株）の入札価格は、予定価格を超過しているため、そもそも総合評価の審査対象にならないのではないのか。   | 7  | まず、競争参加資格の確認と併せて事前に各入札参加業者に対し加算点を付与するスキームをとっている。その後に入札した結果として入札書に記載された金額が予定価格を超過していたということである。 |
| 8  | 評価値が、高くても落札できないということなのか。   | 8  | 落札者の決定については、予定価格の範囲内の評価値が最も高い者が落札者となる。  |
| 9  | 総合評価の採点表の「簡易な施工計画に関する項目」でA者が3点を付与されている。「発注者が指定した施工上の課題への対応」で、評価項目が、課題1、課題2と2つあるが、どちらで3点を加算することとなったのか。  | 9  | 両方の課題を総合して3点ということである。   |
| 10 | 合わせた結果が3点ということなのか。   | 10 | そのとおりである。2項目以上の有効提案があった場合に3点を付与する基準としている。   |
| 11 | 非常に良い提案があれば1項目だけでも3点を加算するということはないのか。   | 11 | 今回の採点基準では、有効提案が1項目だけでは1点の加算である。   |
| 12 | 全体的に見ると5項目記載されているが、点数が付与されているのが、A「施工計画上考慮すべき事項」とB「工期設定・工程管理」を合わせると、Aに計2点、Bも計2点の合計4点あるはずだが、評価点を与えたのはAでは解体工事と外構工事1項目ずつ、その他で2提案で1項目。Bの項目では躯体コンクリート工事工程で1項目、仕上げ工程で1項目ずつのため少なくとも5点付与されるはずが、4点だけであるがどういうことなのか。 | 12 | 施工計画上考慮すべき事項の4項目のうちの2項目が標準案とみなしているためである。  |
| 13 | 標準案とみなしたのは仕上げ工事か。  | 13 | 仕上げ工事のみ標準案同等としたと明記したが、解体工事のアスベスト含有建材のサンプリング事前分析の実施も標準案とみなしている。                                |
| 14 | 事後であれば、他社の評価値もわかるのか。   | 14 | 入札参加希望者の総合評価の加算点及び入札金額が公表されることとなる。  |
| 15 | 応札前に、競争参加資格がある旨の通知が届き、その時点では各業者は評価はわかっているのか。   | 15 | 当方では既に加算点の付与は終わっているが、応札者側には伝えていない。  |
| 16 | その時点では、応札者には自社の点数は伝えないのか。  | 16 | そのとおりである。   |
| 17 | 次回の増築工事を発注するときにも設計業務を委託か。その際の設計委託料の算出  | 17 | 次期工事の設計についても設計業務を委託する予定である。設計委託料については、  |

方法はどのように行うのか。

また、3つの工事が終わった場合、120メートルの非常に長い住宅になるが、敷地がゆったりしているにもかかわらず、こういう計画は妥当だったのか。分棟での配置計画はなかったのか。

次に、屋根防水について、特記仕様書では塗膜防水になっているようだが、通常は、アスファルト防水ではないのか。また、パラペットの立ち上がりが700m/mとなっていることについてもコスト増になっていると思われるが隣の建物が同様の設計だったからということか。

それから、平面図から判断するとコンクリートが多いため躯体のボリュームが増した設計であると思われるが、これくらいの建物であればコンクリートをなるべく減らしてコストを下げるべきではないのか。

18 標準的な宿舍の工事にしては、このような設計にすると、工事費が過大になる可能性もあるのではないか。

19 FRP防水は積雪寒冷地でも耐久性等は問題ないのか。

#### (2件目の抽出工事関係)

一般競争：横浜植物防疫所(新山下)グロスキャビネット改修工事

1 管工事で発注しているが、非常に専門性が高いが、グロスキャビネットとは管工事で発注するのがいいのかどうか。また、既存のグロスキャビネットの更新工事であるが、もとはどこが工事したのか。1者のみの応札であるが、本当に適切な業種での発注だったのか。

2 他社でもできる工事であるが、製品をほかにつくっている会社はあるのか。専門性の高そうな機械と思われるが。

3 製品は(株)小糸工業がつくった機器なのか。

工事金額に基づいて1枚当たりの工数の単価を算出し、その工事に必要な図面のリストの枚数に基づいて算出している。

次に、敷地計画だが、宿舍の設置要求は、財務省理財局と協議を行う必要があり、土地の有効利用を第一に考慮するよう指導がある。そのため、必要最小限の敷地内での配置計画により、建物の所要面積、それらに伴う附属施設、駐車場の面積等から算出し、配置した結果である。本来は分棟での計画が望ましいが、集約して1棟にまとめるとの指導の結果、このような形になった。

当初の計画では、例えば3棟を平行にに配置する提案をしたが、敷地面積が増えた。

屋根の工法については、塗膜のFRP複合の防水を採用している。

パラペットの高さについては、デザイン的な要素もある。

躯体のコンクリートのボリュームについては、壁式構造のため、躯体に囲まれた部屋面積から壁量が算定されている。

また、プライバシー保護の観点からも、質量が大きい壁でないことと遮音性能が保てないことから通常であると思われる。

18 工事費の積算は、基本的には国土交通省の設計・積算基準を基に算出しており、トータルでは予算を超えてはいない。

19 2年前にも同様の宿舍に採用したが、特に問題はなかった。漏水の防止安全性が高いものであった。

1 業種は建築と電気、管と3つの業種区分で分けられている中で、空調設備が管工事の分類に分けられる。更新前は、今回契約の相手方である(株)小糸工業の製品であった。

2 1者に限る工事ではないが元施工者は、工事現場の状況把握もできており、かつ施工に関するデータも残っていることもあったか、結果として1者応札となった。しかし、同種工事の条件については無理な規格を示しているわけではない。おおむね今回の計画の80%程度の数値を想定している。面積については室内ということで約50%程度。室内の温度設定についても±1度のところ、倍の2度に緩和している。

3 そのとおりである。

- |   |  |
|---|--|
| <p>4 1回目の入札価格は4,600万円で、2回目になると3,100万円と、相当下がっているが何か通知等をしているのか。</p>   | <p>4 特に何もしていない。<br/>開札は電子入札システム上で行っているため、今回の入札参加業者が何者であるかわからないように配慮している。開札時には、最低入札価格のみ発表している。</p>  |
| <p>5 最低入札価格が4,600万円であることは発表しているのか。</p>  | <p>5 そのとおりである。入札回数は原則2回までとアナウンスしているところであり、最低入札価格が予定価格を超過していることを公表している。本件についても、通常の電子入札案件と全く同じ方法で行っている。<br/>そのため、業者側としても次回が最後の入札であり、他に競争相手がいると解釈し、是が非でも落札すべく業者積算の限界まで入札価格を下げてきたと推測される。</p> |
| <p>6 このような特殊な工事の場合に、発注者側がつくる予定価格の根拠はどのように作成しているのか。<br/>例えば、見積もりを取り寄せて、キャビネットの製造原価、納品価格や現場の施工上の問題など、予定価格をつくる際には見積もりを参考にしているのか。</p> | <p>6 業者からの見積もりを参考に積算している。</p>  |
| <p>7 見積もりの依頼先も(株)小糸工業なのか。</p>   | <p>7 (株)小糸工業からも見積をとっている。</p>   |
| <p>8 メーカーとしてなのか。</p>  | <p>8 メーカーとしてである。設計業務については、外注しており、概算書を提出することとなっていることから、概算書を作成するための資料として、(株)小糸工業へも参考見積もりを依頼している。</p>   |
| <p>9 設計者が参考見積もりを複数者から取り寄せるが、それらは経理課へ来るのか。</p>   | <p>9 設計業務を受注した者からの成果品の資料の一部として受け取る。</p>  |
| <p>10 発注者として見積もりを直接取り寄せることはないのか。</p>  | <p>10 設計外注した場合は、概算書に基づいて予定価格を作成するが、場合により別な会社からも取り寄せることはある。</p>   |
| <p>11 紙入札と記載してあるが、業者が、入札会場まで来たということか。</p>   | <p>11 そのとおりである。業者に当省の入札会場(入札室)まで来庁していただき、電子入札システムの前で札入れを行っている。</p>   |
| <p>12 最低価格が自分の価格と同じであるから、自分であるとわかってしまうが。</p>  | <p>12 しかし、何者いるかは電子入札システム上ではわからない。入札会場には1者だけだが、他に電子入札システムから何者が参加しているか否かについてはわからない仕組みになっている。</p>   |
| <p>(3件目の抽出工事関係)<br/>指名競争：農林水産省公務員宿舎(音更)床改修その他工事</p>   |  |
| <p>1 低入札価格調査の対象案件ではないということなのか。</p>  | <p>1 予定価格が1,000万円を超えていないため、調査基準価格は設定していない。</p>   |
| <p>2 煙突を撤去していない箇所は既に同様の</p>   | <p>2 撤去は終わっている。残った分について、</p>   |

工事を行ったのか、あるいはいずれ行うのか。希望があったところだけ工事をしているのか。

(4 件目の抽出工事関係)

指名競争：合同庁舎（本館）事務室組織再編移設工事（電気設備）

特になし

(5 件目の抽出工事関係)

随意契約：農林水産省公務員宿舎（兵庫）外壁改修その他工事

- 1 残りの棟は次年度以降改修するのか。
- 2 どうしてまとめて行わないのか。居住者がいるなど何か事情があるのか。
- 3 工事期間中は入居者はどうするのか。
- 4 同じような工事を数年に分割して施工しているが、各所修繕費ではないはずだが。
- 5 少なくとも設計だけはすべて発注し、分割発注前提で図面を組み込んでもよいのでは。

(6 件目の抽出業務関係)

指名競争：合同庁舎（本館）テレビ共同受信設備改修その他工事設計業務

特になし

(7 件目の変更契約関係)

変更契約：動物検疫所成田支所（天浪）霊長類検疫施設空調設備改修その他工事設計業務

- 1 1 回設計が終わり確認したところ工事費が超過したので、一部やり直し設計を行っているが、このような場合は、設計費の増減は発生しないことと契約条件になっているのか。工事費を明示しているため、金額に合わせて設計するのが設計者側の責務であるということなのか。

今回工事で撤去した。

- 1 その予定である。
  - 2 局ごとの予算で賄っており、少額で各所に配分する形をとっている。  
そのため、三、四年かけて改修する予定である。
  - 3 入居したまま工事を行う。
  - 4 各所修繕費ではない。
  - 5 本案件については自前で設計している。
- 
- 1 設計仕様書を変更する等の場合には設計費を変更できる。本業務については、発注者側にも問題が多少あると思われるが、基本設計を提示し実施設計を行った結果、予算の範囲に収まらなかったため冷凍機の台数を減少させたり、監視装置の見直し等により、予算の範囲内になるよう、設計し直した。そのため、作業量としては確かに増えているが、やり直しではなく、その時点の成果品を基に予算に合わせて数量調整なり、系統の変更などの修正を加えただけなので、設計仕様書を変更する必要も無く、設計費についても変更していない。